

第二次千曲市総合計画

基本構想（骨子）

目 次

1. まちづくりの基本理念	1
2. 千曲市の将来の姿	2
3. まちづくりの基本目標	3
4. 土地利用の方針	5
5. まちづくりの達成方針	6

第1章 まちづくりの基本理念

第二次千曲市総合計画「基本構想」の根幹となる考え方として、合併にあたり新市の長期的な将来を展望した新市将来構想を引き継ぎ、次の3つの基本理念を掲げます。

「共生」のまちづくり

市民一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、個性や価値観を認め合う社会をつくとともに、次代を担う若者をはじめ、あらゆる世代が共生し、未来への夢と希望を持って自分らしい生活と文化を創造できるまちを目指します。

「交流」のまちづくり

高速交通網が集積する要衝の地、輝かしい歴史や文化、自然など、地域資源の特性を活かし、新しい産業や文化を育むため、国内外のさまざまな分野との活発な交流や連携を進めます。また、人やまちの個性を磨き、魅力あるまちを舞台に躍動感に満ちた多彩な活動が展開される、創造性あふれるまちを目指します。

「協働」のまちづくり

まちづくりの主役は市民一人ひとりです。自主・自立のまちづくりを実現していくため、市民とまちづくりへの共通の想いを持ちながら、さまざまな分野で特色のある人材を育む人づくりを進め、多彩な力が発揮できる協働のまちづくりを進めます。

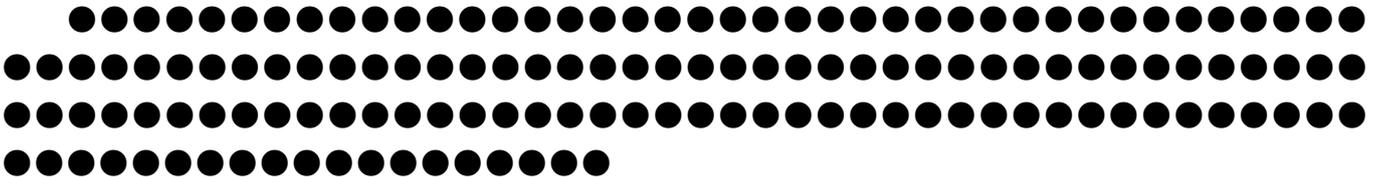
第2章 千曲市の将来の姿

第1節 千曲市の将来像

「共生」「交流」「協働」のまちづくりの基本理念に基づき、社会情勢や市民の意向、現状と課題などを踏まえ、将来において目指すべき姿を以下のように定め、まちづくりの最も基本となる目標とします。



～ ●●●●●●●●●●●●●● ● ～



○「千曲市の将来像」は、本構想の「基本目標」や別途諮問する「基本計画（前期計画）」における「達成方針（7Pのまちづくりの目標体系【達成方針】中の分野【○○】ごとの考え方）」を、総体的なキャッチフレーズとして整理するものです。
○そのため、これからの「基本構想」や「基本計画」に係る「千曲市総合計画審議会での審議」や「市議会特別委員会での審査」の経緯を踏まえ、最終段階で素案をお示しします。

第2節 目標人口

目標年次 平成38（2026）年の目標人口を

55,000人以上 とします。

本市の人口は、平成11（1999）年の旧市・町の合計人口 64,766人をピークとして減少を続けており、平成38（2026）年には、約53,000人になると推計されています。

この間、少子・高齢化や若い世代の転出超過による生産年齢人口の減少が予測され、こうした人口減少は地域経済の縮小を招き、市民の経済力の低下につながる懸念されます。また、農地・山林等の周辺環境、土地利用の構造、社会インフラ、社会保障制度など、地域社会のさまざまな基盤の維持に大きな影響を与えるものと見込まれます。

したがって、今後のまちづくりの方向は、人口減少を最小限に抑え、懸念される人口減少と地域活力縮小の克服に努め、安心して暮らせるまち、活力を持続できるまちづくりを進めていく必要があることから、千曲市人口ビジョンを踏まえ、目標人口を定めました。

（参考）千曲市人口ビジョン
目標年次 平成52（2040）年の目標人口 50,000人

第3章 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念に基づいて掲げた千曲市の将来像を実現するために、次の6つの基本目標を定め、まちづくりを展開します。

基本目標① 千曲の魅力で創生する賑わいと活力あるまち

地方における人口減少や地域経済の縮小が懸念される中、豊かな市民生活の実現や健全な行財政運営に産業の発展は欠くことができないものであり、そのためには、快適な都市空間の形成と産業経済基盤の確立が重要です。

このため、本市の強みである「高速交通網の集積する優位性」を活かした北陸新幹線新駅の設置をはじめ、大型商業施設誘致や企業立地を促進するとともに、幹線道路の整備や鉄道・循環バスなど公共交通体系の整備・充実を図り、計画的な都市基盤の整備を進めます。また、商工・観光・農業など市民生活を支える多様な産業の振興・連携による地域ブランドの展開や生産性の高い安定した雇用の創出などを進めます。さらに、本市の魅力を市内外に浸透させ、市外に転出した若い世代が本市に戻り定住する、あるいは市外からの移住を促すとともに、プロスポーツとの連携等により交流人口の増加を図るなど、人が賑わい、活力がみなぎるまちづくりを進めます。

基本目標② 安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち

将来にわたって、まちの活力を維持するためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、年齢や性別に関わりなく市民自らの個性や能力が発揮できる環境づくりが必要です。

このため、家庭・地域・企業・行政が連携して、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちが恵まれた自然や歴史風土の中で生きる力を育みながら創造性豊かに育っていける「千曲っ子からはじめるひと（まち）づくり」を進めます。

また、市民だれもが生涯を通じて学び、芸術・文化・スポーツにふれあいながら、個性と能力を十分発揮して社会の中で活躍できる、個性や価値観を認め合うことができるまちづくりを進めます。

基本目標③ 支え合い、だれもが健康で活躍するまち

すべての市民が、心身ともに健康で、安心して毎日を過ごせる生活を望んでいます。また、高齢者や障がい者が自立し、自らの能力を生かして社会の中で活躍し、生きがいをもって暮らせる仕組づくりが求められています。

このため、互いに支え合う心の通った地域福祉を確立するとともに、市民の主体的な健康づくりに対する支援や保健・医療体制の充実、高齢者・障がい者の生きがい対策、介護予防対策、介護サービスの確保などにより、健康寿命を延ばしながら、市民だれもが住み慣れた地域、人間関係の中で社会参加でき、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標④ 災害に強く、安全で心穏やかに暮らせるまち

市民生活や企業活動を営むうえで、安全・安心で快適な生活環境の確保は、まちづくりの基本的な課題です。

このため、地震や風水害など災害への備えの充実や防災力の向上を第一に、公園・緑地、上下水道など生活基盤の整備や交通安全対策の充実を図り、市民一人ひとりの生命と財産が守られ、災害に強く心穏やかに暮らせる安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

基本目標⑤ 豊かな歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち

本市には、姨捨の棚田、稻荷山重要伝統的建造物群や森將軍塚古墳をはじめとする多くの歴史的・文化的遺産、さらには、千曲川や冠着山など豊かな自然や景観、地域色豊かな食文化・伝統文化など、後世に残したいふるさとの自慢がたくさんあります。

このため、これら貴重なふるさとの財産の保全・保存・活用に努め、市民一人ひとりがその重要性を再認識しながら、次世代に継承し、地域の新たな活力を生み出すまちづくりを進めます。

基本目標⑥ 協働で創る、市民主体の住みたい住み続けたいまち

本市で育まれてきた産業、雇用、子育て、福祉、健康、安全・安心、文化、歴史などは、日々の暮らしやすさとともに、本市の魅力を培うものでもあります。また、こうした本市の総合力を将来にわたって保ち続けるためには、行政のみならず、市民をはじめ、企業、NPO、ボランティアなど多彩な市民の力が不可欠です。

このため、市民と行政で情報を共有・活用し、一緒になって考え、役割を分担しながら、行動するまちづくりを進めます。

また、広域的な課題は近隣自治体や広域行政圏との連携・協力を進めるとともに、公共施設の適正配置や行政の効率化、財政の健全化に努め、今よりもっと住みやすく、いきいきと生活できるまちづくりを進めます。

第4章 土地利用の方針

本市は、千曲川を軸として東西に緑豊かな山林が広がる、まとまりのある都市です。平坦部は肥沃な耕地で形成されており、豊かな自然の恵みと市民の暮らしや産業経済発展の基盤として、生活や文化を育んできました。

土地利用の現況は、都市基盤整備にともない、幹線道路周辺では開発、宅地化が進行している反面、既成市街地では空洞化が進み、里山地域では担い手不足による遊休・荒廃農地の増加により、農地の持つ自然的な側面が失われつつあります。

このような中で、今後の土地利用は、懸念される人口減少と地域活力縮小の克服に向けて、産業立地による活力ある都市の形成や、良好な環境・景観の創出と保全、震災や風水害などへの防災・減災対策による市民生活の安全・安心・安定の確保など、市土の量的調整と質的向上を図り、有限な資源の利用・保全に努めます。

これらの方針を実現するため、次の3つのゾーンに分類し、適正な土地利用を図ります。

都市ゾーン

方針：住宅・市街地地域は、豊かで暮らしやすい都市形成に向け、快適な生活環境や防災機能の整備に努めるとともに、住宅や商業施設などがバランスよく配置され、地域の個性や情緒を創出する土地利用を図ります。

また、産業地域は、高い交通利便性や長野・上田・松本の3地域への移動時間がほぼ等しい地に位置する優位性を活かし、周辺の農用地や住環境、自然環境に配慮しつつ、産業構造の変化や需要に的確に対応し、必要な用地の確保と立地誘導を通じ、産業が活発に営まれる土地利用を図ります。

農業集落共生ゾーン

方針：農地が広がる農業生産地域は、農業生産が持続的に行える生産基盤施設とともに良好な住環境基盤の整備を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、農地の持つ自然的な側面を住環境に活かした土地利用を図ります。

自然環境保全ゾーン

方針：千曲川流域は貴重な自然植生、生態系など豊かな自然環境の保全や防災機能の向上に、森林地域は森林の水源涵養^{かんよう}、災害防止などの公益的機能を守るための保全に努めるとともに、人と自然との共生を深めることのできる機会などを通じ、自然に触れ合える土地利用を図ります。

まちづくりの目標体系

